■再編等に関する実施計画

令和7年8月

									I- IH	. - / 3
ţ	施設棟番号	G – 4		G-4 所管部署 健康福祉部		障がい者支援課		障がい者支援係		
	施設分類	大分類	保健·补	冨祉施設	中分類	障がい福祉施設	小分類			
	施設名称	秋川健康会館								
	所在地	あきる野	市二宮6	7 0			敷地面	積(m²)	10,	291
延	床面積(㎡)	671	. 69	構	造	RC造	建築年度	昭和56	経過年度	4 4

計画期間	令和8(2026)年度~令和17(2035)年度
①事業の概要	設置根拠: あきる野市保健相談センターの設置及び管理に関する条例 設置目的:以下の業務を遂行するため (1)健康相談及び健康診査に関すること。 (2)健康増進等の講習及び研修に関すること。 (3)予防接種に関すること。 (4)その他保健衛生事業に関すること。 内 容:公共施設の活用を図るため、現在は、あきる野市障がい者基幹相談支援センター、精神障害者地域生活支援センターフィレ、あきる野市地域自立支援協議会、障害者虐待防止センターとして利用している。
②事業の現状	・令和4年度から障がい者基幹相談支援センターが設置され、障害福祉サービスの相談支援の中核的な役割を担っている。1階には相談スペースがあり、2階は精神障害者地域生活支援センターフィレの作業室などとして利用している。また、当市の障害者虐待防止センター、地域自立支援協議会の事務局もある。(令和元年度~令和6年度の平均利用人数)・精神障害者地域生活支援センターフィレ 4,058人・あきる野市障がい者基幹相談支援センター 543人
③将来的な事 業のあり方 (方向性)	・将来的にも現在と同様に障害福祉サービス全般の中核として機能していくことになる。
④事業の課題	・施設の空調設備等の老朽化等に伴い、冷房に不具合が生じた場合、サービス提供が困難になる可能性がある。サービスの提供を継続的に実施していくに当たり、どの施設とするか(公共施設・民間施設の別を問わない)を検討する必要がある。 ・関係行政機関とのワンストップサービスの提供、機能連携の可能性を探る必要がある。 ・地域コミュニティ、障害福祉事業所等との連携強化を図る必要がある。

⑤個別施設計画 における施設の	再編等の方向性	移転・複合化	・集約化	、現状維持						
再編等の方向性 (令和3年6月 時点)	保全の方向性及 び実施時期の目 安	大規模改修	令和8	建替え 又は 長寿命化改修	令和28	長寿命化後の建替え	_	(参考)建替え時 築年数	6 6	
	利用対象	市	内特定集	団				•		
	需要傾向	利用	需要上昇	傾向						
	規模適正度		規模適正							
		多目的利用検討可能 ×								
		複合化・集約化に。 水準の向上が期待		×						
		設置目的と異なる	る使用状況は	5 J O	1			他の機能と区分され きる環境が必要であ		
	建物活用	単独機能での建物を	利用が望まし	ι Δ		・上記が前提であ 複合化を図ること	るが、他の保 で、福祉サー	健・福祉機能と集組 ビス間の連携強化が	約化・ が期待	
○五領エギル安		賃貸借物件での運営件での運営は必須		i有物 〇		ら困難である。		とすることは施設類ないが、他の用途		
⑥再編モデル案 検討のための施 設特性整理		投票所機能	C 100-00 7	×	_ 備考	され、事業が実施				
		避難所機能		×						
	敷地所有		市有地							
	都市計画法規制	ī	市街化区均	 或		・第一種中高層住居専用地域に指定されており、建物の 建設に一定の規制がある。				
	利用圏域		市全域							
	広域化可能性	検討不可								
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設があ る(民間施設)				・障害福祉サービスの国・都・市施設はない。				
		利用圏域に同種・類似施設がある(国・都・市施設) × 利用圏域に同種・類似施設はない								
				はな O						
⑦施策との関連	関連施策				2 自立した生活 一による相談体質	の支援と意思決別 制の充実	定支援の促済	焦		
性 	説明	に、地域の相談	支援事業者		担う機関として、 支援の充実を図・				ŧ	
		【方向 l 移転・複合化	、集約化	;		<u> </u>	行う対応) <u></u> 止)		
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	ど)の集約化 会館)の機能		い者支援 、福祉施 あきる野	i設(秋川健康 ·保健相談所)		【修繕 上まで、施設の づき、修繕等を			・診	
	想定実施年	F度 想定対策内容								
⑨計画実行のス	令和8年度以	・移転・複合化、集約化の位置			令和8年度以降 現時点では想定なし 現時点では想定なし			なし		
ケジュール										
⑩計画実行に当 たっての留意事 項		立置は現あきる (未定)を想定 別は廃止		談所敷地又は	_					
・現在の建物廃止後 要がある。 (再編等の方向性の 点の在り方など)を 課題			向けた具	.体的手法(拠						

公共施設の再編等について

1 はじめに

全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、国においては、平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画を策定し、公共施設等の適正管理及び長寿命化の推進方針と、これらに基づく必要施策の方向性を示し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する取組を進めています。

本市においても、公共施設の約7割が建築から30年以上を経過しており、大規模改修や建替えの検討が必要な時期を迎えています。また、建築から30年未満であっても、局所的に様々な劣化や不具合を抱えている施設もあります。これらの施設では、安全性に係る不具合については、早急に解消を図るとともに、老朽化により低下している施設の機能性や快適性を回復・向上させることが必要です。同様に、道路、橋りょう、下水道などのインフラ施設においても老朽化が進行し、改修や更新の検討が必要な時期を今後迎えることから、適正な維持管理・更新を推進する必要があります。

一方で、厳しい財政状況が続く中、全ての公共施設等を現状と同じように維持・更新し続けることは難しい状況であり、今後は、人口減少等による公共施設等の利用需要の変化を踏まえつつ、公共サービスの意義や在り方を検証し、選択と優先順位に基づく対応を図ることが必要です。

このようなことを踏まえ、本市では、平成28年3月に「あきる野市公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という。)を、令和3年6月に「あきる野市公共施設等個別施設計画」(以下「個別施設計画」という。)をそれぞれ策定し、公共施設等の管理と活用を計画的に推進していくこととしています。

2 本市が保有する公共施設等

<対象施設の数量>

×	分	数量
公共施設		257施設 456棟 196,584.10㎡
インフラ	道路	市道延長 約676 km
施設	橋りょう	橋りょう延長 約3 km
	下水道	管きょ延長 約 367 km

令和元年度末時点

<施設類型別の保有数量>

心に及工が行う上						
施設分類(大分類)	施設数	延床面積(m³)	構成比(%)			
A 学校教育系施設	19	89,006.43	45.2			
B市民文化系施設	16	12,041.02	6.1			
C社会教育系施設	0	17,609.30	9.0			
D スポーツ・レクリエーション施設	16	25,099.95	12.8			
E産業系施設	თ	1,583.23	0.8			
F子育て支援施設	25	4,920.91	2.5			
G 保健·福祉施設	10	8,028.32	4.1			
H 行政系施設	38	21,251.31	10.8			
1公営住宅	5	13,914.78	7.1			
Jその他の建築系公共施設	116	3,128.85	1.6			
合計	257	196,584.10	100.0			

出典:固定資産台帳(令和2年度末)

3 本市の公共施設が抱える問題と対応策

市では、公共施設が抱える問題(下図)に対応するため、目指すべきゴールを「将来にわたる適切な公共サービスの提供」と位置付け、短期的な取組(メンテナンスサイクルの構築など)と長期的な取組(適正配置の実現など)を進めています。

適正配置を実現するためには、公共施設の再編等が必要です。このため、市では、「再編等に関する実施計画」を策定し、「再編等の方向性」(移転、規模縮小、集約化、複合化、転用、多機能化など)を定めた後に、方向性に沿った具体的な方策(※)を検討することとしています。

※ 方向性に沿った具体的な方策は、再編等の方向性を踏まえ、施設の位置や規模、機能、整備手法などを示すものです。

No.	問題
1	老朽化が進み、不具合が顕在化している。
	・公共施設の約7割が築30年以上
	・公共施設に様々な不具合が発生
2	旧市町で保有していた施設の機能重複などから、公共施設の市民
	1人当たりの延べ床面積が多くなっている。
	・市民1人当たりの公共施設延べ床面積は2.42 ㎡/人(平成30
	年) であり、多摩 26 市の平均 1.95 ㎡を上回り、上から 5 番目
	となっている。
	・温水プールが3施設など、施設の機能重複が見られる。
3	人口減少、少子高齢化、西部で将来の減少率が大きいなどの人口
	動態から、施設利用者の減少が見込まれる。
4	公共施設の更新費用の不足が見込まれる。
	・建物維持管理及び修繕・更新等に係る経費の状況は、平成 27
	年度から令和元年度までの5年間で、年平均額は約14.9億円
	であった。本市が保有している公共施設を今後も保有し続ける
	場合、必要となる維持管理及び修繕・更新等に係る費用の推計
	は 40 年間(2021 年度~2060 年度)の合計で約 1,237 億円、年
	平均で約31億円となり、年平均約16億円の不足が見込まれ
	る。

目指すべきゴール(将来にわたる適切な公共サービス)

の提供

対応策

<短期的な取組>

- ・重大な不具合を計画的に解消する。
- ・重大な不具合の発生を未然に防ぐため、公共施設の定期的な点 検・診断に基づき修繕を行う仕組み(メンテナンス・サイクル) を構築する。

<長期的な取組>

- ・総量の約半数を占める学校施設を含む多くの公共施設が一斉 に建て替え時期を迎えることに対して、更新費用を抑制かつ 平準化するために、長寿命化を推進する。
- ・施設の機能重複や人口動態などの地域特性及び財政状況等を 踏まえて、公共施設の集約化や複合化などの適正配置を実現 する。→公共施設の再編等に関する取組(再編等に関する実 施計画の策定)

4 「再編等の方向性」の選定方法

(1) 概要

「あきる野市公共施設等個別施設計画」(令和3年6月策定)に示す施設ごとの再編等の方向性の選択肢について、本市の公共施設が抱える問題を踏まえ、「①床面積の縮減の度合い」「②利便性への影響の度合い」「③機能重複の解消の度合い」「④コストの低減の度合い」「⑤避難所、投票所などの重要な機能への影響の度合い」の5項目で評価し、再編等の方向性を選定しました。

(2) 評価手法

再編等の方向性の選択肢について、次の評価項目ごとに比較を行い、度合いの大きい方に高い点数を、度合いの小さい方に低い点数を付与し、点数の合計が高いものを採用することとします。

点数の上限は選択肢の数とし、下限は1点とします(ただし、該当がない場合には「一」とします)。また、度合いが同じである場合や度合いの大小が判定できない場合には、同点を付与することとします。

例:再編の選択肢が3つ→点数の上限を3点とし、評価項目ごとの度合いに応じた点数(3点~1点)を付与します。

(3)評価項目

No.	評価項目	評価の考え方
1	○床面積の縮減の度合い	当該選択肢を採用した場合に、床面積の縮減が見込める度合いを評価する。
		床面積の縮減の度合いを想定→「集約化」(類似施設の集約化により共通部分や事務室部分の床面積の縮減が見込め、縮減の度合いが大きい。) 「現状維持」(床面積の縮減は見込めず、縮減の度合いが小さい。) 床面積の縮減の度合いに応じて点数を付与→「集約化」:2点、「現状維持」:1点
2	○利便性への影響の度合い	当該選択肢を採用した場合に、利用者の利便性に対する負の影響が少ない度合いを評価する。 正の影響あり、負の影響なし (大) (小) 負の影響あり
		例 再編の選択肢が「集約化」と「現状維持」の2種類→点数の上限は2点 利便性への影響の度合いを想定→「集約化」(類似施設の集約化により、施設数が減少するため、利便性への負の影響の度合いが大きい。) 「現状維持」(現状維持であるため、利便性への負の影響の度合いが小さい。) 利便性への影響の度合いに応じて点数を付与→「集約化」:1点、「現状維持」:2点
3	○機能重複の解消の度合い	当該選択肢を採用した場合に、機能重複の解消が見込める度合いを評価する。 機能重複が解消される (大) (小) 機能重複が解消されない
		例 再編の選択肢が「集約化」と「移転(機能移転)」と「現状維持」の3種類→点数の上限は3点機能重複の解消の度合いを想定→「集約化」(類似施設の集約化により類似機能や共有部分の集約化が見込め、機能重複の解消の度合いが大きい。) 「移転(機能移転)」(類似の機能を有する近隣施設に、機能のみを移転させることで、機能の集約化が見込め、機能重複の解消の度合いが一定程度存在する。) 「現状維持」(現状維持であるため、機能重複の解消には至らず、機能重複の解消の度合いが小さい。) 機能重複の解消の度合いに応じて点数を付与→「集約化」:3点、「移転(機能移転)」:2点、「現状維持」:1点

No.	評価項目	評価の考え方
4	○コストの低減の度合い	当該選択肢を採用した場合に、コストの低減が見込める度合いを評価する。
5	〇避難所、投票所などの重 要な機能への影響の度合い	避難所、投票所などの重要な機能に対する負の影響が少ない影響の度合いを評価する 正の影響あり、負の影響なし(大) 例 避難所として指定されている施設の再編の選択肢が「集約化」と「現状維持」の2種類→点数の上限は2点 避難所などの重要な機能への影響の度合いを想定→「集約化」(当該地から避難所機能が無くなり、周辺に代替施設もないことから、負の影響の度合いが大きい) 「現状維持」(現状維持であり避難所機能に影響はなく、負の影響の度合いが小さい。) 重要な機能への影響の度合いに応じて点数を付与→「集約化」:1点、「現状維持」:2点

※ この資料の $1 \sim 3$ は、「あきる野市公共施設等個別施設計画」(令和3年6月策定)に準じて作成しています。公共施設等の総合管理について、よりお知りになりたい方は、市ホームページをご覧ください。

秋川健康会館とあきる野保健相談所の再編等の考え方

1 概要

市の保健福祉機能(障害者支援、母子保健など)の集約化を目指しながら、秋川健康会館とあきる野保健相談所を集約化・複合化する方針を定めます。今後、他の公共施設の再編等の方向性を検討しながら、他の公共施設の保健福祉機能をさらに集約化することも想定しています。施設ごとの計画内容は、「再編等に関する実施計画」をご覧ください。

- ※ 集約化・複合化する位置は、「現あきる野保健相談所敷地」か「新事業用地」を想定し、今後検討していきます。
- ※ 秋川健康会館は、あきる野保健相談所と同じ位置に移転します。現在の秋川健康会館の建物は廃止(取壊し)する予定です。
- ※ あきる野保健相談所は、集約化・複合化の位置が新事業用地となった場合や現地建替えとなった場合、現在のあきる野保健相談所の建物は、移転・廃止(取 壊し)する場合があります。

2 再編等のイメージ (現状) 秋川健康会館 あきる野保健相談所 (障害者基幹相談支援 (母子保健事業) センター等) (移転) 移転 (再編後) 障害者基幹相談 母子保健事業 支援センター等 その他、保健福祉関係の機能の集約も想定

集約化・複合化 ※ 集約化・複合化する位置は、「現あきる野保健相談所敷地」か「新事業用地」を想定し、別途検討します。

3 再編等の方向性の内容(施設ごと)

個別施設計画を基に再編等の方向性の選択肢を設定し、「①床面積の縮減の度合い」「②利便性への影響の度合い」「③機能重複の解消の度合い」「④コストの低減の度合い」「⑤避難所、投票所などの重要な機能への影響の度合い」を評価し、採用する再編等の方向性を選定しました。

	個別施設計画を踏まえた 再編等の方向性		再編等に関する実施計画(案)			
施設名称			採用した	日味に行きせた	理由など	
	選択肢 1	選択肢 2	再編等の方向性	同時に行う対応	理田など	
秋川健康 会館	移転・複合化、 集約化 (分散している 同種機能を集約 化・複合化)	現状維持 (利用者数が最 適化された状態 を維持)	移転・複合化、 集約化	廃止	「移転・複合化、集約化」が、「現状維持」と比較して、「①床面積の縮減の度合い」「②利便性への影響の度合い」の評価が高かったことから、再編等の方向性として採用しました。 ※ 現在の建物は廃止する予定です。	
あきる野 保健相談 所	集約化・複合化、 (移転) (分散している 同種機能を集約 化・複合化)	移転 (機能を移転)	集約化·複合化、 (移転)	(廃止)	「集約化・複合化、(移転)」が、「移転」と比較して、「①床面積の縮減の度合い」「③機能重複の解消の度合い」の評価が高かったことから、再編等の方向性として採用しました。 ※ 集約化・複合化の位置が新事業用地となった場合や現地建替えとなった場合、現在のあきる野保健相談所は移転・廃止(取壊し)する場合があります。	